

# 定 款

株 式 会 社   グ リ ー ン ズ

## 基-01 定款

### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社グリーンズと称し、英文では、GREENS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ホテル・旅館の経営
- (2) 貸会場・レストラン・喫茶店ならびにバー・パブの経営
- (3) 酒類の販売
- (4) 総合リース業
- (5) 画廊の経営
- (6) 遊技場の経営
- (7) カルチャーセンターの経営
- (8) 広告宣伝業
- (9) 旅行代理店業
- (10) 不動産の賃貸・管理・保有ならびに運用
- (11) 労働者派遣業
- (12) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を三重県四日市市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数等)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の規定に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役会の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、他の監査等委員の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 24 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同上第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 27 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議により、社長1名を選定し、必要に応じて会長、相談役、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
3. 社長は、当会社を代表する。
4. 社長のほか取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(業務執行)

第 28 条 社長は、当会社の業務を統括し、会長、相談役、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を

締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(期末配当金)

第 42 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

(中間配当金)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(期中配当金)

第 43 条の2 当会社は、前2条のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当(以下「期中配当金」という。)を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金、中間配当金および期中配当金には利息をつけない。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 平成28年3月28日開催の臨時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同臨時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

1964年 1月 8日 設立

1981年 7月 7日 改定

1987年 6月30日 改定

1987年10月27日 改定  
1988年 6月17日 改定  
1990年 8月30日 改定  
1991年 2月 2日 改定  
1992年 4月15日 改定  
1995年 8月29日 改定  
1996年 8月30日 改定  
2002年 9月27日 改定  
2003年 9月29日 改定  
2005年 9月27日 改定  
2006年 9月29日(会社法施行)改定  
2012年 9月28日 改定  
2014年 9月25日 改定  
2015年 9月25日 改定  
2016年 3月28日 改定  
2016年12月15日 改定  
2021年 9月27日 改定  
2022年 9月29日 改定  
2024年 9月26日 改定  
2026年 9月25日 改定

以上